

「食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（案）」 について

1. 改正の趣旨

本政令案は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号。以下「組織令」という。）の規定の整備を行うもの。

2. 改正の内容

（1）施行令の改正

- ① 改正法による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 18 条第 3 項の政令で定める材質は、合成樹脂とする。（施行令第 1 条関係）
- ② 改正法による改正後の法第 50 条の 2 第 1 項第 2 号の小規模な営業者その他の政令で定める営業者については、以下のとおりとする。（施行令第 34 条の 2 関係）
 - ・ 食品又は添加物を製造し、又は加工する者のうち、主として食品又は添加物を製造し、又は加工する施設に併設し、又は隣接した店舗において、その施設で製造又は加工した食品又は添加物の小売販売をする者
 - ・ 飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストランその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、第 35 条第 2 号に該当する営業を除く。同条第 1 号において同じ。）及び喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。第 35 条第 2 号において同じ。）その他の食品を調理する者として厚生労働省令で定める者
 - ・ 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品又は添加物のみを貯蔵し、運搬し又は販売する者
 - ・ 食品又は添加物を分割して容器包装に入れ、又は容器包装で包み、小売販売する者その他の法第 50 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する一般的な衛生管理により公衆衛生上必要な措置を講ずることが可能なものとして厚生労働省令で定める営業をする者
 - ・ 上記に掲げる者のほか、一の事業所において食品又は添加物の取扱いに従事する者の数が 50 人未満である者
- ③ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 組織令の改正

- ① 改正法による改正後の法第8条第1項に規定する特別の注意を必要とする成分又は物の指定並びに健康被害情報等の収集及び分析に関することを、医薬・生活衛生局食品基準審査課の業務に加える。(組織令第57条関係)
- ② 改正法による改正後の法第50条の2第1項に規定する営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置に関する基準に関することを、医薬・生活衛生局食品監視安全課の事務に加える。(組織令第58条関係)

3. 根拠条項

- ・ 改正法による改正後の法第18条第3項及び第50条の2第1項第2号
- ・ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第7条第5項

4. 施行期日等

公布日：令和元年6月～7月（予定）

施行期日：令和2年6月1日（予定）